

UNHCR 執行委員会

結論 第 98 号 (LIV) – 2003 年 –

2003 年 10 月 10 日

### 性的虐待・搾取からの保護に関する結論

執行委員会は、

結論第 39 号 (XXXVI)、第 47 号 (XXXVIII)、第 54 号 (XXXIX)、第 60 号 (XL)、第 64 号 (XLI)、第 68 号 (XLIII)、第 73 号 (XLIV)、第 74 号 (XLVI)、第 79 号 (XLVII)、第 84 号 (XLVIII)、第 85 号 (XLIX)、第 87 号 (L)、第 91 号 (LII) および第 94 号 (LIII)、ならびに、特に、難民発生時に性暴力およびジェンダーを理由とする暴力と闘う必要性を再確認するとともに、この文脈において、「難民保護への課題」の関連の目標および目的も想起し、

性的虐待・搾取と闘うための国際法上の枠組みを強化するために国際社会が行ってきた努力を想起し、

援助ワーカーによる難民の性的搾取（西部アフリカ）について国際連合内部監査部が行った調査の報告書<sup>1</sup>、および、〔国際連合総会〕決議 A/RES/57/306 も想起し、

難民および庇護希望者（特に女性および子ども）が避難中または庇護国への到着時に性的虐待・搾取の被害を受けているという、ここ数年の憂慮すべき報告に留意するとともに、このことが、保健ケアおよび教育を含む基本的な保護および援助へのこれらの被害者によるアクセス、身分証明書の発給または難民としての地位の付与に悪影響を与えてきたことを深く懸念し、

性的虐待・搾取は不平等な力関係の帰結であり、広範にわたる暴力、大量避難ならびに家族構造、社会制度および価値体系の崩壊を特徴とする人道的危機の際にはこの力学がしばしば悪化することを認識するとともに、人道援助ワーカー、官公吏および難民集団に緊密に接して活動するその他の者が関与していることに憂慮の念をもって留意し、

不十分な保護または不適切な援助（特に食糧その他の物資面での援助の質および量）が、難民および庇護希望者を、性的虐待・搾取をいっそう受けやすい状況に置くことを認知し、

難民の経験のあらゆる段階で性的虐待・搾取の発生を防止し、かつこれに対応するための実効的メカニズムが重要であることを認識し、

あらゆる形態の虐待、ネグレクト、搾取および暴力（性的虐待・搾取を含む）から子どもが保護されることを確保するため、あらゆる防止措置および対応措置の立案および実施

に際して子どもの最善の利益が第一次的に考慮されなければならないことを認識し、

人道的危機における性的虐待・搾取からの保護に関する機関間常任委員会タスクフォースの報告書（2002年6月）、および、性的虐待・搾取の問題への対応に関する同タスクフォースの行動計画を歓迎し、

難民への暴力に対応するために UNHCR がこれまで定めてきた方針およびガイドライン（難民女性の保護に関する 1989 年の方針および 1991 年のガイドライン、子どもの難民に関する 1993 年の方針および 1994 年の「子どもの難民：保護およびケアに関するガイドライン」、1995 年の「難民に対する性暴力：防止および対応に関するガイドライン」（2003 年改訂）、ならびに、高等弁務官が 2001 年に発した「難民女性に対する 5 つの誓約」を含む）を想起し、

UNHCR「難民、帰還民および避難民の状況における性暴力およびジェンダーを理由とする暴力に関するガイドライン」の発行（2003年5月）および UNHCR「国際保護に関するガイドライン：ジェンダー関連の迫害」（2002年5月）に留意するとともに、現場で性暴力およびジェンダーを理由とする暴力の問題に対処するために UNHCR が行っている努力、および、性的虐待・搾取の被害者が有する保護のニーズを満たすために必要な実践的スキルを職員に備えさせるべくこれまでに行われてきたさまざまな研修の取り組みに留意し、

人道的危機における性的虐待・搾取からの保護に関する機関間常任委員会タスクフォースの行動計画に従い、UNHCR 職員行動規範の発布および実施を通じてこの問題に対処するために UNHCR が行っている努力、および、事業実施契約団体が同様の行動規範を定め、かつこれを全面的に実施することを要件とする条項を含めるために行われた、UNHCR のプログラム実施約款の改正を歓迎し、

(a) 各国、UNHCR ならびにその事業実施契約団体および事業実施パートナー団体に対し、性暴力およびジェンダーを理由とする暴力（性的虐待・搾取を含む）を防止しかつこれに対応するための適切なシステムが整備されることを確保し、かつ、その際、女性および子どものニーズならびに弱い立場にある者のニーズへの対応が常に行われることを確保するよう求めるとともに、難民および庇護希望者の性的虐待・搾取と闘うための措置は以下のことの重要性を指針としてとられるべきことを勧告する。

- 行動規範および他の関連の方針において、性暴力およびジェンダーを理由とする暴力（性的虐待・搾取を含む）を防止しかつこれに適切に対応する関連の職員の責任への明示的言及が行われることを確保すること。
- 性的虐待・搾取の訴えが速やかに調査されることを確保すること。
- 難民および庇護希望者（女性、子どもおよび弱い立場に置かれた者を含む）のためにとられる行動において、これらの者による、意思決定プロセスへの意味のある参加が増進されること、および、これらの者に対し、意見を形成するための十分な情報および人道機関に対して自己の懸念を伝達するためのチャネルが提供さ

れ、かつ難民の保護および利用可能な援助について十全な情報が提供されることを確保すること。

- ニーズ・アセスメント、評価および報告書において性的搾取・虐待に対する脆弱性が特定され、性的虐待・搾取のリスクおよび機会を最小化するようなプログラム計画改善の基盤とされること、ならびに、保護および援助のプロセスが、援助の量および質ならびに分配方法（監督を含む）を考慮に入れながら、性的虐待・搾取のリスクを削減するようなやり方で立案されかつ実施されることを、確保すること。
- キャンプの運営が、女性、子どもおよび弱い立場に置かれた集団のエンパワメントにつながる公正なやり方で行われること、および、キャンプの物理的配置が、これらの者が性的虐待・搾取の被害を受けにくくなるようなやり方で設計されることを確保すること。
- 容易にアクセスでき、かつ秘密が保持される苦情申立ておよび救済のためのメカニズムが性的虐待・搾取の被害者を対象として整備されること、ならびに、これらのメカニズムが加害者に対して適切に制裁を適用すること、および、これらのメカニズムが、適正手続きに関わる被疑者の権利を尊重し、かつ被害者または証人の安全および権利を保障することを確保すること。
- 性的虐待・搾取の被害者に対して適切なケアを提供するため、十分な救済措置が存在することを確保すること。
- 性的虐待・搾取の防止およびこれへの対応に関する研修および能力構築を実施すること。

(b) UNHCR に対し、特に以下の点に注意を払いながら、性的虐待・搾取の分野でこれまで行われている活動を引き続き遂行するよう求める。

- 難民、帰還民および国内避難民の状況における性暴力およびジェンダーを理由とする暴力に関するそれぞれの方針、行動規範およびガイドライン、ならびに、ジェンダー関連の迫害に関する UNHCR ガイドラインの全面的実施を確保すること。
- 難民女性、子どもの難民およびコミュニティサービスの分野における UNHCR の活動の評価から得られた関連の勧告を実施すること。
- 現地駐在を通じて、また現地で活動する職員が具体的な行動計画を実施するための支援を提供することを含めた、性的虐待・搾取の防止および性的搾取・虐待からの保護に関するプログラムの、十分な水準のモニタリングおよび監督を確保すること。
- 性暴力およびジェンダーを理由とする暴力を防止するためのすべての保護・援助活動の実施に関して、上級レベルにおける者を含むアカウンタビリティを確保するためのメカニズムを発展させること。
- 実力主義に基づいた選考の原則を考慮しつつ、本部および現地のあらゆるレベルでジェンダーのバランスがとれた職員構成を推進するとともに、専門的な経験および知識の保有者の選任を促進すること。

(c) すべての国に対し、自国に適用される国際難民法、国際人権法および国際人道法に一

致する形で以下の措置をとるよう促す。

- 難民および庇護希望者（特に子ども）をあらゆる形態の虐待、ネグレクト、搾取および暴力から保護すること。
- 女性の難民および庇護希望者に対するあらゆる形態の差別、性的搾取および暴力の撤廃に関して協力し、かつ、これらの女性の生活およびコミュニティに影響を及ぼす決定に当事者が積極的に関与することを促進すること。

(d) 各国に対し、特に国際法に一致するやり方で関連の国内法を執行すること、および、性的虐待・搾取を防止しかつこれと闘うための具体的措置が存在しない場合にはかかる措置をとることによって、自国の領域内において自国の管轄に服するすべての者の身体の安全に対する権利を尊重しかつ確保するよう、促す。性的虐待・搾取を防止しかつこれと闘うための手段には、以下のものが含まれる。

- 政府職員および国のために行動する者であって難民集団との接触を有するすべての者による、身体の安全についてのすべての者の権利の尊重を促進し、かつ性的虐待・搾取からの保護を促進することを目的とした、研修プログラム、ガイドラインおよびその他の実務的措置を発展させかつ実施すること。
- 性暴力および性的搾取の訴えに対し、フォローアップのための適切な行動をとること。これには、必要な時は、性暴力および性的搾取の申立ての提出および捜査を容易にすること、加害者を訴追すること、および、権限の濫用または重過失が性的搾取につながった場合に、時宜を得た、かつ均衡のとれた懲戒措置を科すこと等の救済措置を実施することが含まれる。
- 適当な時は、容易にアクセスでき、サバイバーおよびその他の情報提供者の安全を損なわず、かつ秘密保持を正当に考慮した、苦情申立ておよび救済のための機構を整備すること。実行可能な時は、このような苦情申立て機構を通じ、被害者および証人を、適当な訓練を受けた要員（特に女性のカウンセラー）がいる支援サービスに紹介するべきである。

(e) 各国に対し、自国が資金を拠出しており、かつ難民を支援しているすべての人道機関が、人道的危機における性的虐待・搾取からの保護に関する機関間常任委員会タスクフォースの行動計画に掲げられた中核的原則に一致する方針を統合しかつ促進することを確保するよう求める。

(f) UNHCR または事業パートナーの職員による性的虐待または性的搾取のいかなる訴えについても、UNHCR がその真実性を確認するための迅速かつ実効的な対応をとれることを確保するため、UNHCR に対し、監察官局の内部調査能力を支えるよう求める。

(g) 国際社会に対し、国際的な連帯、協力および負担・責任分担に基づき、UNHCR その他の国際機関と協力しながら、受入国を支援するための保護および物資面における援助の提供を確保するために必要な資源を動員するよう求める。保護が不十分である場合、または援助が不十分であり、不適切であり、もしくはその分配がうまく行われな

い場合には、難民および庇護希望者が性的虐待・搾取の被害をいっそう受けやすくなる可能性があるためである。

- (h) UNHCR に対し、難民および庇護希望者が搾取および虐待から保護されることを確保するため、人道的危機における性的虐待・搾取からの保護に関する機関間常任委員会タスクフォースおよびその他の調整機構への参加等も通じ、引き続き他の主体と協力するよう求める。
- (i) UNHCR に対し、性的虐待・搾取と闘うための措置の実施における進展について、引き続き定期的に報告するよう求める。

---

<sup>1</sup> A/57/465